

2018年10月16日

関係者 各位

要請書送付の件

臨床法学教育学会

理事長 須綱 隆夫



拝啓

貴殿には、日頃、法曹養成制度の発展に多大のご協力を頂いております事、感謝申し上げます。臨床法学教育学会は、2008年4月に設立された学術団体であり、法科大学院における臨床法学教育の実践と研究を促進し、日本における法科大学院教育の発展に寄与することを目的としております。

さて、今般、法科大学院を中心とする法曹養成制度の在り方に根本的な変更を加える制度変更が十分な議論なく、拙速に進められようとしていることに疑問を感じ、学会理事会において議論を重ねた結果、本日、学会理事会として、別紙要請書の内容を、法曹養成教育に係る関係者に要請することを決定いたしました。つきましては、別紙要請書をご一読頂き、適切な対応を取られるようお願い申し上げます。

なお、本件についての問い合わせは、学会事務局（〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20 東洋大学法学部大坂恵里研究室内、Email: jcleansecretary2017@gmail.com）にお願いいたします。

敬具

2018年10月16日

＜法科大学院在学中に司法試験受験可 とする制度変更は再検討を！＞

臨床法学教育学会理事会



臨床法学教育学会理事会は、2018年10月16日、以下の趣旨の要請を、関係各所に対して行うことを決定した。

【要請の趣旨】

報道によれば、法務省は、法科大学院最終学年の在学中に司法試験を受験可能とする制度変更（以下、「本件制度変更」という）を検討しており、そのための法案を今月24日開会の臨時国会に上程することを予定しているとのことである。しかし、この提案は、最近になって急に表面化したものであり、しかも、この法改正によって法科大学院制度を中心とする法曹養成制度に実質的な変容をもたらすものであるにもかかわらず、その検討過程はまったく不透明であり、しかも、法曹や有識者からなる審議会・委員会等は設置されていないうえ、特に制度変更によって致命的な影響を受ける法科大学院教育の担当者は、全く検討に関与していない。このように、本件制度変更の提案は、多数の関係者による議論の場がなく、手続的な正当性を全く欠いているものと言わざるを得ない。

また、本件制度変更は、その現実的効果を検討すれば、法科大学院制度の延命策にならないのみか、それを崩壊させることが明らかであって、その結果として国民に提供されるべき多様かつ良質の法曹の提供という法曹養成制度の使命をないがしろにするものである。

加えて、今回の提案は、法曹以外の多数の関係者を巻き込み長期間の濃密な議論を経て実質的に司法制度改革審議会が提案した制度を反故にするものである。それにもかかわらず、総合的に検討する場と視点は全く設定されていない。制度の実質を変えるのであれば、少なくとも司法制度改革審議会が要したのと同程度の長期間、濃密な議論をすべきである。

臨床法学教育学会は、「法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度」という司法制度改革審議会の理念を支持し、法曹養成教育における臨床法学教育の意義に鑑みて、その研究と実践を発展させるために活動してきた学会であるが、上記の諸点から、本件制度変更を現時点で拙速に導入することに対して強く反対し、より透明かつ開かれ

た検討プロセスの中で、法曹養成制度全体を含めた総合的な視点から熟議が尽くされるべきだと考える。

については、貴弁護士会におかれても、これに賛同いただけるよう、要請する次第である。

なお、上記要請の理由について、詳しくは以下のとおりである。

【要請の理由】

I 司法試験の法科大学院在学中受験は法科大学院制度を崩壊させる

今回報道された制度は、その検討過程が正当性を持たないだけではない。それは、法科大学院制度の延命策にならないのみか、法科大学院制度を崩壊させるものである。

前提として、ほとんどマスコミで報道されることはないが、文科省の中央教育審議会（中教審）の法科大学院特別委員会において、法学部と法科大学院を接続し、合計の法学教育期間を短縮する制度が検討されていることを説明する必要がある。現在の制度では、学部教育4年間の上で法科大学院教育を2年（いわゆる既修者コース）あるいは3年（いわゆる未修者コース）行うことになっており、法科大学院修了後の5月に司法試験を受験することになっている。つまり、司法試験受験前に6年間から7年間の大学教育を受けることを要求している。中教審で検討しているのは、法学部の中に法曹専門コースを設置し、法学部3年終了で法科大学院既修者コースに進学することを可能にする制度である。つまり、大学教育の期間は最短5年間になる。いわゆる「3+2」構想である。しかし、全体としては法曹養成機関として位置付けられていない法学部の内部に設ける法曹養成コースのカリキュラムや教員などの要件をどのように設定するのか、法曹養成コースを持っていない法学部や他学部の出身者や社会人をどのように受け入れるのかなど、制度の詳細は全く定まっていない。

そうであるにもかかわらず、法科大学院最終学年が始まった直後の5月に司法試験を受験できることになれば、最終学年の法科大学院教育は事実上無視されることになるし、学生たちは、前年度から司法試験準備に取り組むことになるであろう。「3+2」構想の「2」の部分は司法試験の受験準備を中心とした期間ならざるをえない。中教審は、これまで積み重ねてきた議論を放棄して、実質上、学部の「3」のみによって法曹養成教育を行うという、先進国では他に例のない極めて貧困な法曹養成教育へと議論を転換せざるをえないであろう。

このような危惧に対して、司法試験受験時期を5月から7月に変更するという案が検討されているようである。しかし、学年途中で受験するという点で大きな違いはないのであって、受験前の在学期間中が全て受験準備期間に変わってしまうことには違いがないであろう。

また、現在の裁判所法では司法試験合格のみが司法修習生となる要件であるが、これを改正して、司法試験合格後でも法科大学院を修了しなければ司法修習生になれないという制度に変えることも検討されているという。しかし、司法試験合格者の合格後の学修成績が不良であった場合、法科大学院は成績不良を理由として留年させることができるものであるか。おそらく成績評価は形骸化するであろう。

さらに、もちろん、予備試験との関係も検討する必要がある。司法制度改革審議会は、「経済的理由や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」と述べたのであるが、実際に導入された予備試験は、経済的な条件や、法律関係の何らかの実務経験といった条件を全くつけないものとなった。そのために、予備試験経由で司法試験に合格する者の最大グループのひとつは、法科大学院生となっている。たとえば、今年の司法試験合格 1,525 人のうち 336 人が予備試験合格者であるが、そのうち 112 人が大学生であり、105 人が法科大学院生であった。それらの大学生も十分法科大学院に進学できる条件にあったと考えられるから、予備試験は、法科大学院に進学可能な者たちに法科大学院進学あるいは修了なしで法曹になる途を追加したことになる。

このような制度である以上、法曹を目指す学生たちは、法学部在学中は予備試験合格をめざし、法学部在学中に予備試験に合格できずに法科大学院に進学した者は法科大学院 1 年次に予備試験に合格することをめざし、1 年次に予備試験に合格できなかつた既修者コース学生のみが 2 年次の 5 月（あるいは 7 月）に司法試験を受験するということになるであろう。そして、もし不合格であれば、ただちに翌年の司法試験をめざして受験勉強に取り組むであろう。つまり、法学部在学中の全期間と法科大学院在学中の全期間が予備試験あるいは司法試験の準備期間に化するのであって、法学部の法曹養成コースも法科大学院も、形式的には存在していても、実質的には全く無意味な存在になると思われる。

結局、法科大学院在学中に司法試験受験を認めるという提案は、法科大学院を形だけ残しても、実質は崩壊させるものであって、司法試験に合格しさえすればよいという旧制度を復活させる提案にはかならない。現時点においてすら、司法試験向きの授業傾向が強まっている中で、法科大学院の現場の教員は、学生に対し、本来法曹に必要と思われる能力を身につけさせるべく努力を重ねているが、この度の提案が認められれば、これら教員の努力は水泡に帰すであろう。

また、実際のインパクトとしては、新たな時代に要求される多様な学問的背景をもった法曹になることが期待された未修者コースの学生に対する影響も考えなければならない。今年の司法試験では、既修者コース修了者の合格率が 33.2% であったのに對して、未修者コースの合格率は 15.5% にすぎなかった。法学を学んだ期間の絶対的

な差が影響していることは明らかである。そうであるにもかかわらず、司法試験の内容・方法は現状のままで司法試験受験時期を早めることになれば、学習期間の差はますます拡大し、未修者の合格率はさらに低下して、法曹の学問的多様性は狭まっていくであろう。

II 対案は存在する

以上の批判に対して、法科大学院修了から司法修習開始に至る8か月間の無所属期間は長すぎるという反論がありうる。それに対しては、教育期間終了直後に資格試験を行う制度が既に存在することを指摘したい。我が国での典型的な例は、医師国家試験である。医師国家試験は医学部卒業見込みで受験可能であるが、実施時期は最終学年の授業が終了した直後の2月である。韓国では、我が国の司法試験に相当する弁護士試験は、我が国の法科大学院に相当する法学専門大学院の最終学年の授業が終了した直後の1月に行われる。これらの例においても、その直前の時期には学生たちが試験準備に没頭することは否定できないが、最終学年が始まった直後に受験することに比べれば、弊害は小さいであろう。

もちろん、我が国の医師国家試験や韓国の弁護士試験と同様な時期に司法試験を行い、しかも現状よりも早く司法修習に入れるようにするには、司法試験の内容と方法も変更しなければならないであろう。しかし、今回の提案では、その可能性を検討しているとは思われず、きわめて無反省に司法試験の現状維持を決めている。

また、IVで後述するように、予備試験には、法曹養成制度の一環として問題があると考えるが、今回の提案では、その点の問題性についてはまったく検討されておらず、予備試験の現状を固定したままの提案となっている。

III 総合的検討の必要性

以上の検討によれば、今回の提案の根本的な問題は、法曹養成制度全体の中での法科大学院、予備試験、司法試験、司法修習の在り方を総合的に検討する視点が欠けていることである。司法制度改革審議会の審議過程も多くの政治的妥協を含んでいたことは否定できないが、少なくとも総合的に検討する場と視点が存在していた。今回の提案は、法曹以外の多数の関係者を巻き込み長期間の濃密な議論を経て実質的に司法制度改革審議会が提案した制度を反故にするものであるにもかかわらず、総合的に検討する場と視点は全く設定されていない。我々は、「要請の趣旨」で述べたとおり、今回の提案を現時点で拙速に導入することに対して強く反対し、より透明かつ開かれた検討プロセスの中で、法曹養成制度全体を含めた総合的な視点から熟議が尽くされるよう要請する。

IV なぜ法科大学院教育の充実が必要か

我々の反対に対しては、司法試験に合格しさえすれば十分であって、法科大学院は

なぜ必要なのかという反論がありうるかもしれない。この点、今年の司法試験では、最年少合格者は予備試験ルートの19歳であったことである。このことは、個人の学修の成果としては評価されこそすれ、なんら非難されるべきことではない。しかし、人々の人権にかかわる高度専門職の養成のあり方として、現行の予備試験制度が内包する問題性を示唆する面はある。すなわち、旧司法試験ですら、少なくとも大学の一般教養課程を終えていること（又はそれに相当する学識を有すること＝旧司法試験一次試験合格）が必要とされていたのに対し、予備試験の試験科目には一般教養科目もあるものの、その得点が0点でも合格が可能となっている。これは、試験のための法律科目をひたすら学習しただけの者でも、予備試験、そして司法試験に合格しさえすれば、あとは1年間の司法修習を経ることで、裁判官、弁護士、あるいは検察官となって一般市民に接することが可能となるということを意味する。人の生命を預かる医師について、そのような養成制度のあり方を是とする者がいるであろうか。医師であれ、法曹であれ、人々の生命や人権にかかわる高度専門職は、人々の悩みや苦しみに共感する豊かな人間性と幅広い教養を備えたうえで、専門職として充実したカリキュラムのもとで教育訓練を終えることが要求されているというべきである。

だからこそ、現在、中央教育審議会・法科大学院特別部会において、法科大学院教育の立て直しを図ろうと、さまざまな施策が検討されているのである。そうだとすれば、まずはその推移を見守り、法科大学院教育の内容の充実を図るべきであろう。

最後に、今回の提案のように司法試験一辺倒の法曹養成制度に戻してしまうことは、日本の法曹のプロフェッショナルとしての国際的地位を低下させることにも注意する必要がある。ヨーロッパの大学が法曹を含むプロフェッショナルの養成を目的として設立されたことは周知の歴史的事実であるが、法曹養成では後進国であったアメリカでも法曹養成は大学の役割となり、現在では大学院レベルのロースクールにおいて法曹養成が行われている。最近では、韓国を典型として、他のアジア諸国においても法曹養成における大学の役割を強化しつつある。日本の法曹は、法科大学院制度の導入によって大学という場を自己の後輩を養成する場として初めて確保したのであるから、法科大学院教育の充実に努力し、自己のプロフェッショナルとしての国際的地位を高めることにも取り組むべきである。

以上

(連絡先)

臨床法学教育学会事務局

〒112-8606 東京都文京区白山5-
28-20

東洋大学法学部大坂恵里研究室内

(Email: jcleasecretary2017@gmail.com)